【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の七第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。）の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第六項又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書又は同条第十一項の規定による対質問回答報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第三十二条の二（第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四　第三十九条第二項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五　第三十九条第五項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六　第百三条の二第一項若しくは第四項又は第百六条の十四第一項若しくは第四項の規定に違反した者

十七　第百六条の三第一項若しくは第四項、第百六条の七第二項、第百六条の十七第一項若しくは第三項又は第百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十八　第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

十九　第百六十七条の二の規定に違反した者

二十　第百六十八条の規定に違反した者

二十一　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の七第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。）の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第六項又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書又は同条第十一項の規定による対質問回答報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第三十二条の二（第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四　第三十九条第二項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五　第三十九条第五項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

（十六　削除）

十六　第百三条の二第一項若しくは第四項又は第百六条の十四第一項若しくは第四項の規定に違反した者

十七　第百六条の三第一項若しくは第四項、第百六条の七第二項、第百六条の十七第一項若しくは第三項又は第百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十八　第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

十九　第百六十七条の二の規定に違反した者

二十　第百六十八条の規定に違反した者

二十一　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

（改正前）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第三十三条の三（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六　第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

十七　第百三条第一項若しくは第二項ただし書又は第百六条の十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

十八　第百六条の三第一項若しくは第四項、第百六条の七第二項、第百六条の十七第一項若しくは第三項又は第百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十九　第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

二十　第百六十七条の二の規定に違反した者

二十一　第百六十八条の規定に違反した者

二十二　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第三十三条の三（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六　第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

十七　第百三条第一項若しくは第二項ただし書又は第百六条の十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

十八　第百六条の三第一項若しくは第四項、第百六条の七第二項、第百六条の十七第一項若しくは第三項又は第百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十九　第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

二十　第百六十七条の二の規定に違反した者

二十一　第百六十八条の規定に違反した者

二十二　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

（改正前）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項若しくは第二項、同条第三項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第三十三条の三（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六　第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

十七　第百三条第一項若しくは第二項ただし書又は第百六条の十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

十八　第百六条の三第一項若しくは第四項、第百六条の七第二項、第百六条の十七第一項若しくは第三項又は第百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十九　第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

二十　第百六十七条の二の規定に違反した者

二十一　第百六十八条の規定に違反した者

二十二　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

【平成17年6月29日 法律第76号】

（改正後）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項若しくは第二項、同条第三項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第三十三条の三（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六　第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

十七　第百三条第一項若しくは第二項ただし書又は第百六条の十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

十八　第百六条の三第一項若しくは第四項、第百六条の七第二項、第百六条の十七第一項若しくは第三項又は第百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十九　第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

二十　第百六十七条の二の規定に違反した者

二十一　第百六十八条の規定に違反した者

二十二　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

（改正前）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項若しくは第二項又は同条第三項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第三十三条の三（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六　第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

十七　第百三条第一項若しくは第二項ただし書又は第百六条の十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

十八　第百六条の三第一項若しくは第四項、第百六条の七第二項、第百六条の十七第一項若しくは第三項又は第百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十九　第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

二十　第百六十七条の二の規定に違反した者

二十一　第百六十八条の規定に違反した者

二十二　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項若しくは第二項又は同条第三項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第三十三条の三（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六　第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

十七　第百三条第一項若しくは第二項ただし書又は第百六条の十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

十八　第百六条の三第一項若しくは第四項、第百六条の七第二項、第百六条の十七第一項若しくは第三項又は第百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十九　第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

二十　第百六十七条の二の規定に違反した者

二十一　第百六十八条の規定に違反した者

二十二　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

（改正前）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項若しくは第二項又は同条第三項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第三十三条の三（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六　第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

十七　第百三条第一項若しくは第二項ただし書又は第百六条の十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

十八　第百六条の三第一項若しくは第四項、第百六条の七第二項、第百六条の十七第一項若しくは第三項又は第百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十九　第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

二十　第百六十七条の二の規定に違反した者

二十一　第百六十八条の規定に違反した者

二十二　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項若しくは第二項又は同条第三項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第三十三条の三（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六　第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

十七　第百三条第一項若しくは第二項ただし書又は第百六条の十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

十八　第百六条の三第一項若しくは第四項、第百六条の七第二項、第百六条の十七第一項若しくは第三項又は第百六条の二十一第二項の規定に違反した者

十九　第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

二十　第百六十七条の二の規定に違反した者

二十一　第百六十八条の規定に違反した者

二十二　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

（改正前）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項若しくは第二項又は同条第三項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

（十三　新設）

十三　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

（十六　新設）

十五　第百三条の規定に違反した者

（十八、十九　新設）

十六　第百六十七条の二の規定に違反した者

十七　第百六十八条の規定に違反した者

十八　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項若しくは第二項又は同条第三項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十五　第百三条の規定に違反した者

十六　第百六十七条の二の規定に違反した者

十七　第百六十八条の規定に違反した者

十八　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

（改正前）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項若しくは第二項又は同条第三項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

（十五　新設）

十五　第百六十七条の二第二項の規定に違反した者

十六　第百六十八条の規定に違反した者

十七　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項若しくは第二項又は同条第三項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第四十二条の二第二項（第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四　第四十二条の二第五項（第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十五　第百六十七条の二第二項の規定に違反した者

十六　第百六十八条の規定に違反した者

十七　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

（改正前）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項又は同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三　第五十条の三第二項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四　第五十条の三第五項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十五　第八十七条の二第二項の規定に違反した者

十六　第百六十八条の規定に違反した者

十七　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】

（改正後）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

三　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項又は同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

（三、三の二　削除）

十三　第五十条の三第二項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四　第五十条の三第五項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

（四、五　削除）

十五　第八十七条の二第二項の規定に違反した者

十六　　第百六十八条の規定に違反した者

十七　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

（改正前）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項又は同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

二の七　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の八　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

二の九　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

二の十　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

三　第三十条、第六十二条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三の三　第五十条の三第二項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三の四　第五十条の三第五項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

四　第六十六条の五、第六十七条第三項、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

六　第百六十六条第一項若しくは第三項、第百六十七条第一項若しくは第四項又は第百六十八条の規定に違反した者

七　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

【平成9年6月20日 法律第102号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】

（改正後）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項又は同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

二の七　第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の八　第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

二の九　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

二の十　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

三　第三十条、第六十二条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三の三　第五十条の三第二項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三の四　第五十条の三第五項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

四　第六十六条の五、第六十七条第三項、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

六　第百六十六条第一項若しくは第三項、第百六十七条第一項若しくは第四項又は第百六十八条の規定に違反した者

七　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

（改正前）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項若しくは第十一項又は第二十七条の十三第一項の規定による公告又は公表を行わない者

二の七　第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の八　第二十七条の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

二の九　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

二の十　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

三　第三十条、第六十二条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三の三　第五十条の三第二項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三の四　第五十条の三第五項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

四　第六十六条の五、第六十七条第三項、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

六　第百六十六条第一項若しくは第三項、第百六十七条第一項若しくは第四項又は第百六十八条の規定に違反した者

七　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する　第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項若しくは第十一項又は第二十七条の十三第一項の規定による公告又は公表を行わない者

二の七　第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の八　第二十七条の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

二の九　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

二の十　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

三　第三十条、第六十二条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三の三　第五十条の三第二項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三の四　第五十条の三第五項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

四　第六十六条の五、第六十七条第三項、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

六　第百六十六条第一項若しくは第三項、第百六十七条第一項若しくは第四項又は第百六十八条の規定に違反した者

七　第百七十条又は第百七十一条の規定に違反して、表示をした者

（改正前）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項若しくは第十一項又は第二十七条の十三第一項の規定による公告又は公表を行わない者

二の七　第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の八　第二十七条の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

二の九　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

二の十　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

三　第三十条、第六十二条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三の三　第五十条の二第二項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三の四　第五十条の二第五項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

四　第六十六条の四、第六十七条第三項、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

六　第百六十六条第一項若しくは第三項、第百六十七条第一項若しくは第四項又は第百六十八条の規定に違反した者

七　第百七十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百七十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、表示をした者

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項若しくは第十一項又は第二十七条の十三第一項の規定による公告又は公表を行わない者

二の七　第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の八　第二十七条の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

二の九　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

二の十　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

三　第三十条、第六十二条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三の三　第五十条の二第二項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三の四　第五十条の二第五項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

四　第六十六条の四、第六十七条第三項、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

六　第百六十六条第一項若しくは第三項、第百六十七条第一項若しくは第四項又は第百六十八条の規定に違反した者

七　第百七十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百七十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、表示をした者

（五～八　削除）

（改正前）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項若しくは第十一項又は第二十七条の十三第一項の規定による公告又は公表を行わない者

二の七　第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の八　第二十七条の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

二の九　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

二の十　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三の三　第五十条の二第二項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三の四　第五十条の二第五項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

四　第六十六条、第八十条第四項、第百二十八条第一項、第百九十条の二第一項若しくは第三項又は第百九十条の三第一項若しくは第四項の規定に違反した者

（五、六　新設）

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券等の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽つて記載した文書を作成し、又は　頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

【平成3年10月5日 法律第96号】

（改正後）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項若しくは第十一項又は第二十七条の十三第一項の規定による公告又は公表を行わない者

二の七　第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の八　第二十七条の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

二の九　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

二の十　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三の三　第五十条の二第二項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三の四　第五十条の二第五項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

四　第六十六条、第八十条第四項、第百二十八条第一項、第百九十条の二第一項若しくは第三項又は第百九十条の三第一項若しくは第四項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券等の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽つて記載した文書を作成し、又は　頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

（改正前）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項若しくは第十一項又は第二十七条の十三第一項の規定による公告又は公表を行わない者

二の七　第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の八　第二十七条の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

二の九　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

二の十　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

（三の三、三の四　新設）

四　第六十六条、第八十条第四項、第百二十八条第一項、第百九十条の二第一項若しくは第三項又は第百九十条の三第一項若しくは第四項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券等の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽つて記載した文書を作成し、又は　頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】

（改正後）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項若しくは第十一項又は第二十七条の十三第一項の規定による公告又は公表を行わない者

二の七　第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の八　第二十七条の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

二の九　第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

二の十　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一　第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四　第六十六条、第八十条第四項、第百二十八条第一項、第百九十条の二第一項若しくは第三項又は第百九十条の三第一項若しくは第四項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券等の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽つて記載した文書を作成し、又は　頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

（改正前）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の四の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の規定による書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の二第二項において準用する第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書を提出しない者

二の七　第二十七条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の八　第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者

二の九　第二十七条の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

（二の十、二の十一　新設）

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四　第六十六条、第八十条第四項、第百二十八条第一項、第百九十条の二第一項若しくは第三項又は第百九十条の三第一項若しくは第四項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券等の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽つて記載した文書を作成し、又は　頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の四の規定に違反した者

二の三　第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

二の四　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の規定による書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の六　第二十七条の二第二項において準用する第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書を提出しない者

二の七　第二十七条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の八　第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者

二の九　第二十七条の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四　第六十六条、第八十条第四項、第百二十八条第一項、第百九十条の二第一項若しくは第三項又は第百九十条の三第一項若しくは第四項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券等の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽つて記載した文書を作成し、又は　頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

（改正前）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の四の規定に違反した者

（二の三　新設）

二の三　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の四　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の規定による書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の五　第二十七条の二第二項において準用する第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書を提出しない者

二の六　第二十七条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の七　第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者

二の八　第二十七条の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十四条の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】

（改正後）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の四の規定に違反した者

二の三　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の四　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の規定による書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の五　第二十七条の二第二項において準用する第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書を提出しない者

二の六　第二十七条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の七　第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者

二の八　第二十七条の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十四条の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

（改正前）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第六条（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の四の規定に違反した者

二の三　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の四　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の規定による書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の五　第二十七条の二第二項において準用する第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書を提出しない者

二の六　第二十七条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の七　第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者

二の八　第二十七条の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十四条の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第二百条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第六条（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

二の二　第十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の四の規定に違反した者

二の三　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の四　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の規定による書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の五　第二十七条の二第二項において準用する第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書を提出しない者

二の六　第二十七条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の七　第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者

二の八　第二十七条の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十四条の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

（改正前）

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

（二の二～二の八　新設）

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第四十四条の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第三十条、第六十二条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

（三の二　削除）

三の二　第四十四条の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

（改正前）

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第二十八条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第三十条の二の規定に違反して証券業を営んだ者

三の三　第四十三条の二の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第二十八条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第三十条の二の規定に違反して証券業を営んだ者

三の三　第四十三条の二の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

（改正前）

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第二十八条又は第八十二条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第三十条の二の規定に違反して証券業を営んだ者

（三の三　新設）

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

【昭和29年6月26日 法律第198号】

（改正後）

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第二十八条又は第八十二条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第三十条の二の規定に違反して証券業を営んだ者

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

四の二　第百九十一条の三又は第百九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

（改正前）

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第二十八条又は第八十二条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第三十条の二の規定に違反して証券業を営んだ者

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第二十八条又は第八十二条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第三十条の二の規定に違反して証券業を営んだ者

四　第六十六条、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

（改正前）

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第二十八条又は第八十二条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第三十条の二の規定に違反して証券業を営んだ者

四　第六十六条又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】

（改正後）

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第二十八条又は第八十二条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三の二　第三十条の二の規定に違反して証券業を営んだ者

四　第六十六条又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

（改正前）

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第二十八条又は第八十二条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

（三の二　新設）

四　第六十六条又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第二百条　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定による届出書若しくは添附書類（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（第二十七条において準用する場合を含む。）を提出しない者

三　第二十八条又は第八十二条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

四　第六十六条又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

五　有価証券の相場を偽つて公示した者

六　公示若しくは頒布する目的を以て有価証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七　発行者、引受人又は証券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分担又は取扱にかかる有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八　前号に掲げる請託をした者